

山 口 県 造 林 事 業 等 実 施 要 領

(平成10年(1998年)4月13日制定)

(令和7年(2025年)5月20日改正)

(趣旨)

第1 この要領は、造林事業等の円滑な推進を図るため、山口県造林事業等補助金交付要綱（平成10年4月13日制定、以下「要綱」という。）、山口県造林補助事業施業基準（昭和47年11月2日制定）、山口県造林補助事業検査内規（令和2年7月1日制定）、山口県造林事業補助金査定要領（昭和54年9月4日制定）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施計画)

第2 事業の実施に係る実施計画は以下のとおりとする。

- (1) 森林環境保全整備事業の補助を受けようとする者は、別で定める実施計画書を作成し、前年度の9月末までに農林水産事務所又は農林事務所の長（以下「所長」という。）に提出するものとする。
また、森林作業道の改良及び復旧を実施する場合は、当該改良及び復旧の必要性が確認できる資料を実施計画書に添付するものとする。なお、実施計画書提出後に当該改良及び復旧を実施する事由が生じた場合は、当該計画を速やかに変更し、当該改良及び復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。
- (2) 所長は、実施計画書が国実施要綱、同要領、同運用等関係通知に適合しているかを審査し、適当と認めたものをとりまとめて10月末までに知事へ提出するものとする。
- (3) 知事は、提出のあった実施計画書の内容を精査し、必要な事業量に対しての予算の確保に努めるものとする。また、事業の適切かつ円滑な推進のため、実施計画書の実施状況等を必要に応じて調査する。

(事業量の決定)

第3 知事は、実施計画書及び事業予算等を勘案して、事業量及び事業費を決定し、所長に通知する。

(事業の推進)

第4 所長は、前項の通知に基づき、事業量及び事業費について事業主体に通知するとともに、事業主体に対し、その実行について指導・助言を行い、事業の完遂を図るものとする。

(下刈りの必要性の判定)

第5 以下の下刈りについては、事業主体が着手前に実施の必要性を判定し、必要であることを確認した上で実施するものとする。

- (1) 2回刈り
- (2) 広葉樹7年生以上の下刈り
- (3) 令和4年度以降に植栽された箇所4回目以降の下刈り

2 下刈りの必要性の判定基準は、以下のとおりとする。ただし、つるが繁茂している等、判定基準を満たさなくても下刈りを必要とする場合は、事業主体がその現場状況が分かる写真を農林水産事務所又は農林事務所に提出し、普及指導員が下刈りの必要性を判定するものとする。

- (1) 針葉樹は、C 1 + C 2 が 8 割以上であれば、下刈り不要とする。
- (2) 広葉樹は、C 1 が 8 割以上であれば、下刈り不要とする。

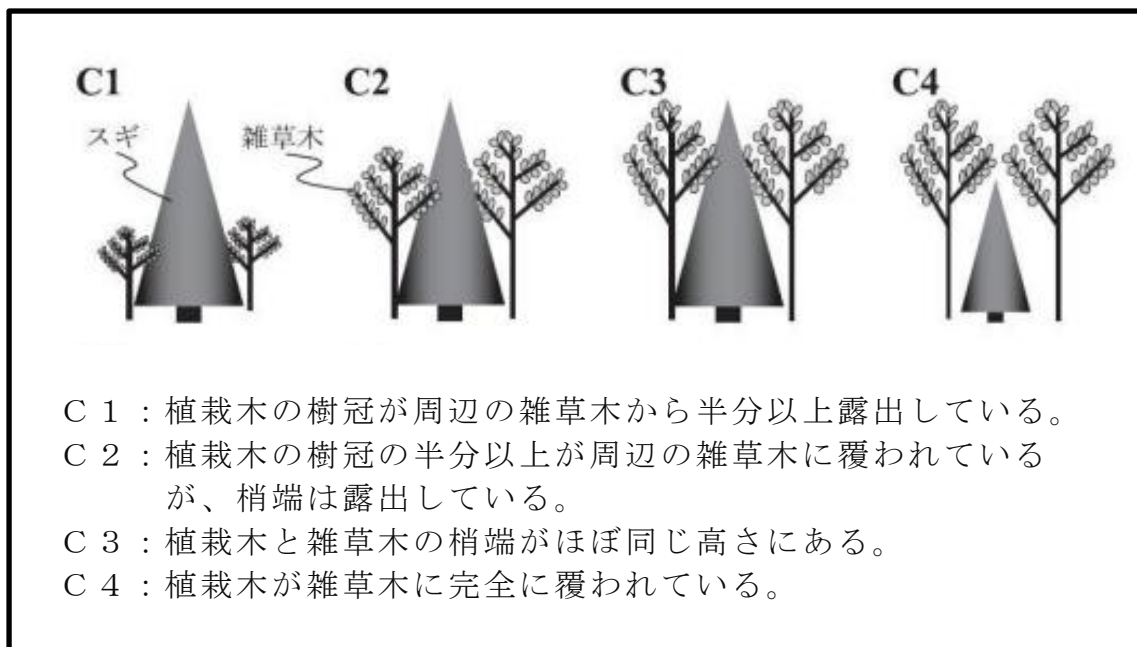


図 下刈りの必要性を判定する植栽木と雑草木の競合状況
(引用：スギ・ヒノキ・カラマツにおける低密度植栽のための技術指針)

(プロットの設定)

第 6 特殊地拵（竹）及び鳥獣害防止施設等、伐採本数や資材の規格の違いにより複数の単価が設定されている場合は以下のとおりプロットを設置し、その結果を整理する。

- (1) プロット数は、同一の林相で 1 カ所/ha 以上とする。林相が異なる場合は、それぞれに設定する。
- (2) プロットの面積は、スギ・ヒノキ等が 100m²、竹林が 10m² 以上とする。

(GNSS 測量・ドローン測量)

第 7 GNSS 測量及びドローン測量については、一定水準の測量精度を確保するため、以下のとおりとする。

- (1) GNSS 測量は、「森林整備事業における GNSS 測量の取り扱いについて（令和 3 年 2 月 12 日付け令 2 森林整備第 848 号）」に基づき実施する。
- (2) GNSS 測量は、現地検査のため、測点杭を少なくとも連続する 3 点以上に設置する。ただし、誤伐防止等のため、必要に応じて杭やテープ等を設置する。
- (3) ドローン測量は、「森林整備事業におけるドローンを活用した補助申請及び検査のガイドライン（令和 2 年 8 月 19 日制定）」に基づき実施する。
- (4) GNSS 測量及びドローン測量を活用した申請にあたっては、「森林整備事

業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするものとする。

（申請面積）

第8 申請面積については、以下のとおりとする。

- (1) 申請面積は、小数第3位を切り捨て、小数第2位止めとする。
- (2) 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が0.01ha(100m²)以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha(100m²)以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1ha(1,000 m²)を超えないものとする。
- (3) 除地は、小数第3位を切り上げ、小数第2位止めとする。なお、除地が複数ある場合は、除地面積を合計した上で端数処理する。
- (4) 一体的に施業した複数の施行地をまとめて申請する場合は、原則として施行地ごとに区域面積から除地面積を控除した上で合計した面積を申請面積とする。

（例）区域面積 1.23ha、除地①543m²、除地②234m²、除地③95m² の場合

申請面積=1.23ha - (543m² + 234m²)=1.23ha - 777m²=1.23ha - 0.08ha=1.15ha

※③は0.01ha(100m²)未満のため除地扱いしない

（申請期限）

第9 事業主体は、要綱第5条に規定する交付申請書及び関係書類を次に定める事業の種類に応じた期限までに、所長に1部を提出しなければならない。

なお、表に定めのないものについて、市町有林における再造林とそれに伴う付帯施設整備（鳥獣害防止施設等整備）については、最終期限を3月10日とし、それ以外の施業については、最終期限を2月末日とする。

事業区分	作業区分	提出期限	適 要
保育事業	下刈り	作業が終了した月の翌月末日までとし、最後の提出期限を2月末日とする。	2回刈1回目については、作業終了後30日以内とする。 請負・委託の場合は完了届等に記載されている現実完了日を終了した日とする。
	雪起こし	7月末日	

（申請単位）

第10 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、間伐、更新伐については、森林経営計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごとを単位として交付申請を行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
- (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要綱第6条に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
- (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要綱第6条に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

(整備書類等)

第11 事業主体が、交付申請書を提出しようとするときは、要綱第5条第1項に規定する書類のほか、次に定める書類等を添付しなければならない。

- (1) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を添付する。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入する。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できるものとする。

- (2) 「環境負担低減チェックシート」（別記様式1）を添付する。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が環境負担低減に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入する。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できるものとする。

- (3) 補植の場合は、被害率（枯損苗本数／植栽本数）が確認できる書類を添付する。
- (4) 下刈りの場合は、植栽時から森林の現況に変化が無ければ、当該森林の人工造林、樹下植栽又は改良（植栽）の交付申請をした際の面積及び施業図を利用できるものとする。
- (5) 事業主体が任意団体である場合は、規約の写し及び構成員名簿を添付する。ただし、これらの書類を事前に提出している場合は、提出を省略できるものとする。
- (6) 特殊地拵（竹）及び鳥獣害防止施設等、伐採本数や資材の規格の違いにより複数の単価が設定されている施業を実施する場合は、単価適用の根拠となるプロット調査の結果を添付する。
- (7) 森林作業道整備の場合は、山口県作業道等開設基準に基づく出来形設計書、森林作業道作設チェックリスト及び5千分の1の森林計画図の写しに

路線（起点及び終点を表示）並びに既設道（林道、市町村道及び幅員）を明示した図面を添付する。

- (8) 事業主体は、申請にあたっては、山口県造林補助金システムを利用し、位置情報が付与された測量成果の電子データ（shp形式）を登録するものとする。ただし、やむを得ず造林補助金システムの活用ができない事業体については、申請時に位置情報が付与された測量成果の電子データを添付するものとする。

なお、下刈り、鳥獣害防止施設等整備、特殊地拵えの場合は、位置情報が付与された測量成果の電子データの登録を省略することができる。

- 2 事業主体は、要綱第5条第1項に規定する書類のほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(1) 測量野帳等

ア 測量方法は、コンパス等、GNSS等又はオルソ画像等による測量とする。

イ コンパス等による測量の場合は、測量結果、測量年月日、事業地名及び森林所有者名を記載した測量野帳を整備するものとする。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100以内とする。

ウ GNSS等による測量の場合は、測量結果、測量年月日、事業地名及び森林所有者名を記載した測量野帳及び測量データを整備するものとする。なお、許容される誤差の限度は、座標値3.000（3メートル）以内とする。

エ オルソ画像等による測量の場合は、オルソ画像等の作成に要したデータを整備するものとする。なお、オルソ画像とシェープファイルは、GIS等で比較して施行地の位置等と差異がないこと。

- (2) 造林内訳表、搬出材積集計表、社会保険等加入状況調査表の証明書等の証拠書類（山口県造林事業補助金査定要領1の(2)のイの(ア)のなお書きを適用する場合にあつては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
- (3) 認定された森林経営計画書又は経営管理実施権配分計画（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
- (4) 開設、改良又は復旧を行った森林作業道を管理する権限を有する者を明らかにする書類
- (5) 人工造林及び樹下植栽の申請においては、伐採造林届出書の写し。ただし、森林経営計画に基づく申請である場合は除く。
- (6) 特定間伐等促進計画の実施計画に基づく申請で、申請時に当該申請箇所が森林経営計画の対象森林である際には、森林経営計画書の写し。
- (7) 特定間伐等促進計画の実施計画に基づく申請で、当該申請箇所と同一林班内又は市町村森林整備計画の「森林経営計画の作成に関する事項」に定める区域内に森林経営計画が作成されていない、又は、同一林班内に属人の森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない際には、森林経営委託契約書等の写し。
ただし、森林所有者が自ら行う場合は除く。
- (8) 代理申請である場合は、精算依頼書（別記様式2）
- (9) 森林整備法人を除き、分収林契約を締結している場合は、分収林契約等の

写し。

- (10) 事業実施主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人である場合は、施業実施協定書及び団体規約の写し。
- (11) 事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。
 - ア 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式3の例による。）
 - イ 施行地ごとの施行台帳（別記様式4の例による。）
 - ウ 補助金及び経費明細書（別記様式5の例による。）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。

3 現場写真は、以下の状況等を撮影し、交付申請書に添付するものとする。

- (1) 事業の施行地ごとに、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影する。
- (2) 補植は、気象害等による被害の状況を撮影する。
- (3) 下刈りは、必要に応じて遠景及び近景を撮影する。ただし、第5に該当する場合は、下刈りの必要性が判るように、遠景及び近景を撮影する。近景の写真は、草丈と植栽木の高さが判るようポール等を使用する。また、写真の台紙等に植栽木、草丈の平均高さ及び判定結果を明記すること。
- (4) 保育間伐及び間伐において選木を行う場合は、伐倒する立木が判別できるようテープ等でマーキングした状況を撮影する。
- (5) 間伐及び更新伐は、伐採木の搬出状況を撮影する。なお、必要に応じて集積場所におけるはい積状況等を撮影する。
- (6) 間伐及び更新伐において架線系で集材をした場合は、集材状況を撮影する。
- (7) 森林作業道の復旧は、気象害等により被害を受け、通行不能となった状況を撮影する。
- (8) 撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとし、電子媒体に記録して保管する。

4 交付申請にあたって整備する契約書、協定書、同意書等は、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

5 要綱第5条第1項に規定する交付申請書及び第11の整備書類は、交付申請者が、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

（竣工検査）

第12 所長は、要綱第5条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合は、山口県造林補助事業検査内規に基づいて竣工検査を実施する。

（補助金の査定）

第13 所長は、竣工検査に合格した後に、山口県造林事業補助金査定要領に基づいて補助金の査定を行う。

(補助金の交付)

第14 所長は、山口県補助金等交付規則第4条の規定による補助金の交付決定及び同規則第12条の規定による額の確定を同時に行う。なお、補助金の交付決定及び額の確定通知書（別記様式6）は、転用等の条件を記載した上で、当該申請者に通知する。

2 所長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定通知書に基づき、当該申請者に補助金を交付する。

(維持管理)

第15 森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。

2 所長は、森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

(転用等の届出)

第16 事業主体は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に転用等する場合は、転用等届（別記様式7）を知事に提出するものとする。

(転用等に係る造林補助金の返還等)

第17 事業主体は公用、公共用、天災地変及びその他やむを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に転用等をする場合には、補助金相当額の返還の減免につき、書面をもって知事に協議することができる。

2 施行地の全部又は一部が転用されたため、事業に付帯する森林作業道の全部又は一部が造林事業に使用されなくなるときは、当該部分に係る補助金の相当額を返還するものとするが、当該森林作業道が他の造林事業に使用されると認めることができる場合は、補助金の返還は要しないものとする。

3 所長は、第16に規定する転用等届の提出があった場合は、内容を審査するとともに現地調査を行い、次に掲げる書類を添付の上、速やかに知事に提出するものとする。

なお、審査等の結果、補助金返還に該当しない場合は、その旨を事業主体に通知するとともに、その内容を知事に報告するものとする。

(1) 転用等の届出

(2) 補助金交付申請書（写）

(3) 竣工検査調書（検査野帳）（写）

(4) 補助金交付指令書（写）

(5) その他（林地開発許可申請書（写）、同許可書等（写）、補助金返還に該当

しない場合は、その旨事業主体に通知した文書（写））

（委任）

第18 要綱第6条の規定による事務を委任することのできる者（以下「代理人」という。）は、森林組合長等とする。

（委任を受けた事務の履行）

第19 代理人は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式8による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

2 代理人は、補助金を受領したときは、補助金を当該代理人又は補助金の交付決定の通知のあった当該事業主体に、速やかに支払わなければならない。

3 代理人は前項の規定により補助金を支払う場合には、補助金の額及び補助金の交付に付された条件を、当該事業主体に確認させなければならない。

4 代理人は、前項の支払うべき補助金から直接その造林事業に関係のある次に掲げる経費については、相殺することができる。

(1) 造林補助金事務取扱手数料

(2) 当該事業に使用した苗木等の造林資材の立替代金又は売払代金

(3) 当該施行地の森林保険料

(4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

5 代理人は、補助金の受領及び経費の相殺をしようとするときは、あらかじめ事務を委任しようとする当該事業主体から要綱第5条の委任状及び第11の2の(8)の精算依頼書を徴しておかななければならない。

（造林事務取扱手数料）

第20 第19の4の(1)に規定する造林補助金事務取扱手数料（以下「手数料」という。）の額は、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とする。

代理人は、あらかじめ事業主体に対し書面等により金額等について周知し、その透明化を図るものとする。

2 造林補助金申請事務取扱手数料の対象となる業務は次のとおりとする。

(1) 個人別事業計画書の作成（付図を含む。）

(2) 土地台帳及び付図との照合

(3) 位置及び面積（延長）の把握（測量を含む。）

(4) 事業計画総括表の作成（総括付図を含む。）

(5) 補助金交付申請書の作成（施業図・位置図を含む。）

(6) 委任状の作成

(7) 精算依頼書の作成

- (8) 補助金交付申請書の提出
- (9) 補助金交付明細書の作成
- (10) 補助金交付通知書の作成（発送行為を含む。）
- (11) 補助金の受領及び交付行為
- (12) 領収書の受領及び整理
- (13) 竣工検査の立会
- (14) 関係用紙の印刷及び配布
- (15) その他知事が適当と認める業務

（受託事業に係る経費の透明化）

第21 所長は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、森林所有者にあらかじめ事業に係る経費の見込みを示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等を報告するよう指導すること。

2 受託により事業を実施した森林組合は、毎年度、当該事業の内容、収支等を決算関係資料等で明らかにして総会に諮る等、経費の透明性に努めること。

（森林所有者の責務）

第22 補助金の交付決定の対象となった事業に係る森林所有者は、当該事業に係る森林について、成林に必要な保育管理を行うとともに、森林保険の加入に努めるものとする。

（書類の提出）

第23 この要領により知事に提出する書類は、当該事業の施行地を管轄する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由するものとする。

附 則

（適用時期）

この要領は、平成10年(1998年)4月13日より施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

（要領の廃止）

この要領の施行に伴い、山口県一般造林事業等実施要領（平成7年11月29日制定、林政第1219号）及び山口県流域森林総合整備事業実施要領（平成7年9月4日制定、林政第845号）、山口県公的分収林整備推進事業実施要領（平成5年9月9日制定、林政第896号）、山口県広葉樹林整備特別対策事業実施要領（平成6年7月1日制定、林政第516号）、山口県保全松林緊急保護整備事業実施要領（平成8年9月27日制定、林政第887号）、山口県地域森林環境整備事業実施要領（平成4年3月5日制定、林政第1623号）並びに山口県居住地森林環境整備事業実施要領（平成9年4月10日制定、森林整備第89号）は廃止する。

（適用時期）

この要領は、平成10年(1998年)11月2日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成11年(1999年)4月1日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成12年(2000年)4月3日より施行し、施行の日から適用する。

(要領の廃止)

この要領の施行に伴い、山口県水土保全森林緊急間伐実施事業実施要領(平成12年(1998年)4月10日制定、森林整備第70号)は廃止する。

(適用時期)

この要領は、平成12年(2000年)7月10日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成13年(2001年)4月3日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成14年(2002年)4月12日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成15年(2003年)4月4日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成15年(2003年)7月28日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成18年(2006年)11月24日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成19年(2007年)4月19日より施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成19年(2007年)5月21日より施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成19年(2007年)7月2日より施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成20年(2008年)2月15日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成20年(2008年)6月4日より施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成21年(2009年)4月8日より施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成22年(2010年)5月13日より施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成23年(2011年)5月20日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成24年(2012年)5月21日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成24年(2012年)12月11日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成25年(2013年)9月2日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成25年(2013年)11月25日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成26年(2014年)5月21日より施行し、施行の日から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成28年(2016年)7月1日より施行し、平成28年(2016年)10月1日以降申請分から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成29年(2017年)12月26日より施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、平成30年(2018年)10月1日より施行し、平成30年(2018年)10月2日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和元年(2019年)5月21日より施行し、令和元年(2019年)5月21日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和2年(2020年)5月13日より施行し、令和2年(2020年)5月21日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和2年(2020年)11月2日より施行し、令和2年(2020年)11月2日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和3年(2021年)5月12日より施行し、令和3年(2021年)5月21日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和4年(2022年)5月20日より施行し、令和4年(2022年)5月21日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和5年(2023年)5月22日より施行し、令和5年(2023年)5月23日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和6年(2024年)5月14日より施行し、令和6年(2024年)5月20日以降申請分の補助金から適用する。

(適用時期)

この要領は、令和7年(2025年)5月20日より施行し、令和7年(2025年)5月20日以降申請分の補助金から適用する。

なお、第8に規定する申請面積の取扱いについては、令和7年(2025年)5月20日以降に測量に着手する施業から適用する。

別記様式 1 (第 2 条関係)

環境負荷低減チェックシート(造林関係)

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう に努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

別記様式 2（第11関係）

精 算 依 頼 書

私どもは、 年度 事業に関し、 が
補助金受領の際、下記の代金を精算されるよう依頼します。

記

- 1 造林補助金事務取扱手数料
- 2 補助対象地に使用した資材費
- 3 補助対象地の森林保険料
- 4 間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費

年	月	日	
事業区分	番号	住所	氏名

注 1 「事業区分」欄は、別に定める事業区分(事業の種類)を記入すること。
2 「番号」欄は、造林内訳表の「番号」欄の番号とそれぞれ同一とすること。
3 自筆署名とする。

別記様式3(第11関係)

収入及び支出を明らかにした帳簿（例）

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注1：「摘要」欄には、収入（支出）先を記入する。

注2：「備考」欄に事項（苗木代、肥料代等）を記入する。

別記様式 4 (第11関係)

年度 施行台帳 (例)

(単位: ha、m、%、円)

[illegible]

注1：施行地ごとに、収入及び支出を整理する。

注2：収入及び支出の科目は適宜修正することができる。

別記様式 5 （第11関係）

年度 補助金及び経費明細書（例）

（単位：ha、m、%、円）

申請番号	施業地			林小班			森林所有者	補助金交付内訳								精算内訳					支払額	補助金支払年月日	備考
	市町	大字・字	地番	林班	準林班	小班		作業種	樹種	林齢（植栽年度）	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の認定番号	補助金額	事務手数料	苗木代	森林保険料		計			

注 1：補助金配付を金融機関の預金口座を利用して行った場合は、振込書を整理しておくこと。

注 2：補助金配付を現金で行った場合は、受領書を申請番号順に整理しておくこと。

注 3：補助金に係る収支を整理するものであるため、精算内訳は補助金により賄うべきもののみとする。

別記様式 6－1（第14関係）
（代理申請分）

指令 第 号

市
町 大字 番地

申請者 氏 名 外 名
代理人 氏 名

補助金の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあった 年度山口県（ ）
事業（ ）については、山口県補助金等交付規則及び山口県造林事業等補助金交
付要綱の規定に基づき、下記の条件を付して、別紙内訳表のとおり金 円を交付す
ることに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

年（ 年） 月 日

山口県知事



記

- この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に規定する間接補助金に該当し、同法及び同法施行令によるとともに、山口県補助金等交付規則（平成18年12月5日改正）、山口県造林事業等補助金交付要綱（平成10年4月13日制定）及び山口県造林事業等実施要領（平成10年4月13日制定）による。
- 補助金の交付を受けた代理人は、この補助金に係る事業の内容（事業施行地（以下「施行地」という。）、補助区分、事業量）、補助金交付決定額、受領額及び受領年月日を明記した調書並びに事業の収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管すること。
- 補助金の交付を受けた代理人は、補助金を受領したときは補助金を事業主体に速やかに支払うとともに、事業主体に下記条件及び補助金返還の事態が生じた場合に発生する、事業主体が負担する返還すべき補助金の上限額を通知しなければならない。
 - 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（森林緊急造成、被害森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び重要インフラ施設周辺森林整備【協定等により実施する特定機能回復事業】の事業にあたっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るととも

に、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (2) 査定係数が適用される事業のうち森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業がその他の査定係数が適用される場合にあってはその他の査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 要綱別表2の1-1に掲げる事業のうち森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施配分計画（以下、「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについては、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業がその他の査定係数が適用される場合にあってはその他の査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 要綱別表2の1-2の被害森林整備において森林保全整備再生を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付決定を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (9) 森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象とならない場合にあっては、(2)と同様の取扱とする。
- (10) 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行う場合で、同一林班内又は市町村森林整備計画の「森林経営計画の作成に関する事項」に定める区域内で森林経営計画が作成されている施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象とならない場合にあっては、(2)と同様の取扱とする。ただし、施行地と同一林班内に属人の森林経営計画が作成されているが、当該施行地と合わせても、林班計画が作成できない場合は、この限りでない。
- (11) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごととする。

4 当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額があることを確認した場合には、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

別記様式 6－2（第14関係）
（代理申請以外分）

指令 第 号

市
町 大字 番地

申請者 氏 名

補助金の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあった 年度山口県（ ）事業（ ）については、山口県補助金等交付規則及び山口県造林事業等補助金交付要綱の規定に基づき、下記の条件を付して、別紙内訳表のとおり金 円を交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

年（ 年） 月 日

山口県知事



記

- この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当し、同法及び同法施行令によるとともに、山口県補助金等交付規則（平成18年12月5日改正）、山口県造林事業等補助金交付要綱（平成10年4月13日制定）及び山口県造林事業等実施要領（平成10年4月13日制定）による。
- この補助金に係る事業の内容（事業施行地（以下「施行地」という。））、補助区分、事業量、補助金交付決定額、受領額及び受領年月日を明記した調書並びに事業の収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管すること。
- 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（森林緊急造成、被害森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び重要インフラ施設周辺森林整備【協定等により実施する特定機能回復事業】の事業にあたっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 査定係数が適用される事業のうち森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業がその他の査定係数が適用される場合にあってはその他の査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

- 5 要綱別表2の1-1に掲げる事業のうち森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施配分計画（以下、「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについては、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該計画の認定の取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業がその他の査定係数が適用される場合にあってはその他の査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- 6 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- 7 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- 8 要綱別表2の1-2の被害森林整備において森林保全整備再生を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- 9 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付決定を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 10 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 11 森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象とならない場合にあっては、4と同様の取扱とする。
- 12 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行う場合で、同一林班内又は市町村森林整備計画の「森林経営計画の作成に関する事項」に定める区域内で森林経営計画が作成されている施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象とならない場合にあっては、4と同様の取扱とする。ただし、施行地と同一林班内に属人の森林経営計画が作成されているが、当該施行地と合わせても、林班計画が作成できない場合は、この限りでない。
- 13 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごととする。
- 14 別紙内訳表の森林所有者（以下「森林所有者」という。）に当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額があることを確認した場合には、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- 15 森林所有者に上記条件及び事業主体の責任に属さない事由による補助金返還の事態が生じた場合に発生する、森林所有者が負担する返還すべき補助金の上限額を通知すること。

注：市町、森林整備法人が申請者の場合は記の14及び15を省略する

■造林補助金交付内訳表

[illegible]

別記様式 6（付－ 2）（第 14 関係）

第 年 月 日 号

山 口 県 知 事 様

住 所
氏 名

年 月 日付け指令 第 号により交付決定通知があった山口県
（ ）事業補助金について同通知の 4、（15）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 山口県造林事業等補助金交付要綱に基づく確定額

金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額

金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等の仕入れに係る控除税額

金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注） 3 の金額の積算の内訳等参考となる書類を添付すること。

別記様式 7（第16関係）

転 用 等 届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

住 所
氏 名

さきに交付決定を受けました下記の事業施行地を次の理由により、転用等する必要が生じたので、関係図面を添えて届けます。

記

1 事業施行地

市 大字 字 番地（林小班番号）
町

2 森林所有者 住所氏名

3 事業施行地の内容

事業の 名称	事業 区分	事業の 種類	事業の 細目	年 度	樹 種	面 積 (ha)

- 4 転用等の理由
- 5 転用等の経緯
- 6 転用等区域に相当する補助金返還額計算書
- 7 転用等計画書等（計画書、転用等区域図、写真等）
- 8 再発防止策
- 9 その他（林地開発許可申請書写等）

（注）自筆署名とする。

別記様式 8

年度 森林整備完了届

申請番号	事業施行地	林小班	作業区分	補助区分 1	補助区分 2	樹種	林齢	面積 (延長)	計画区分	施業期間	認定番号
上記のとおり完了したので届けます。なお、森林環境保全整備事業補助金交付申請の手続きをお願いします。											
年 月 日 〇〇森林組合長 〇〇 〇〇様											
住所 氏名											

※1 認定番号欄には、森林経営計画等の認定番号を記入すること。
※2 完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存すること。